

2026年9月吉日

お客さま 各位

新湊信用金庫

各種規定改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

この度、新湊信用金庫は政府・産業界・金融界が一丸となって取り組んでおります「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取り組みの一環として下記の通り各種規定を改定いたしますのでご案内申し上げます。

記

1. 改定となる規定および改定日

規定	改定日
当座勘定規定	2026年9月14日
普通預金(無利息型普通預金を含む)規定	2026年10月1日
貯蓄預金規定	
納税準備預金規定	
定期預金共通規定	

※改定内容は各規定の新旧対照表をご参照ください。

以上

当座勘定規定(一般用) 新旧対照表

新	旧
第1条(当座勘定への受入れ) (1)当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。ただし、令和8年10月1日以降は他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2)手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。 (3)証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続きを済ませてください。 (4)証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 第2条(証券類の受入れ)～ 第6条(手形、小切手の金額の取扱い) (略) 第7条(手形、小切手、出金票(取引記録票)による支払) (1)小切手が支払いのために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのために呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、令和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。 (2)前項の支払いにあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みます)があります。 (3)当座勘定の払戻しは、次のいずれかの方法で行ってください。 A 届出の印章により、当金庫所定の出金票(取引記録票)に記名押印して提出する方法。 B 小切手を使用する方法。 (4)前項の払戻しに出金票(取引記録票)を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。	第1条(当座勘定への受入れ) (1)当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。 (2)手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。 (3)証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続きを済ませてください。 (4)証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 第2条(証券類の受入れ)～ 第6条(手形、小切手の金額の取扱い) (略) 第7条(手形、小切手、出金票(取引記録票)による支払) (1)小切手が支払いのために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのために呈示された場合には、当座勘定から支払います。 (2)前項の支払いにあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みます)があります。 (3)当座勘定の払戻しは、次のいずれかの方法で行ってください。 A 届出の印章により、当金庫所定の出金票(取引記録票)に記名押印して提出する方法。 B 小切手を使用する方法。 (4)前項の払戻しに出金票(取引記録票)を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。

新	旧
第8条(手形、小切手用紙) (1)当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。ただし、令和8年9月30日までに振り出してください。 (2)当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、かつ令和8年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。 (3)前2項以外の手形または小切手については、当金庫はその支払をしません。 (4)当座勘定から支払いをした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。 (5)手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。 (6)当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 (7)前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。 第9条(支払の範囲) ～ 第17条(印鑑照合等) (略) 第18条(振出日、受取人記載もれの手形、小切手) (1)手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。なお、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。 (2)前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。	第8条(手形、小切手用紙) (1)当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 (2)当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 (3)前2項以外の手形または小切手については、当金庫はその支払をしません。 (4)当座勘定から支払いをした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。 (5)手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。 (6)当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 (7)前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。 第9条(支払の範囲) ～ 第17条(印鑑照合等) (略) 第18条(振出日、受取人記載もれの手形、小切手) (1)手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 (2)前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

新	旧
第 19 条(線引小切手の取扱い) (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ(または届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。なお、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。 (2) 前項の取扱いをしたため、小切手法第 38 条第5項の規定による損害が生じても、当金庫はその責任を負いません。また、当金庫が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。 第 20 条(自己取引手形等の取扱い) ～ 第 30 条(規定の変更) (略)	第 19 条(線引小切手の取扱い) (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ(または届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 (2) 前項の取扱いをしたため、小切手法第 38 条第5項の規定による損害が生じても、当金庫はその責任を負いません。また、当金庫が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。 第 20 条(自己取引手形等の取扱い) ～ 第 30 条(規定の変更) (略)
約束手形用法 1 ～ 2 (略) 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。 4 ～ 9 (略)	約束手形用法 1 ～ 2 (略) 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。 4 ～ 9 (略)

新	旧
為替手形用法 1 ～ 3 (略) 4. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。 5 ～ 11 (略) 小切手用法 1 (略) 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示を受ければ、支払うことになりますからご承知おきください。なお、令和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。 3 ～ 9 (略) 令和5年10月2日 一部改定 令和8年1月5日 一部改定 令和8年9月14日 一部改定	為替手形用法 1 ～ 3 (略) 4. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。 5 ～ 11 (略) 小切手用法 1 (略) 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示を受ければ、支払うことになりますからご承知おきください。 3 ～ 9 (略) 令和5年10月2日 一部改定 令和8年1月5日 一部改定 (追加)

普通預金(無利息型普通預金を含む)規定 新旧対照表

新	旧
1. (取扱店の範囲) (略) 2. (証券類の受入れ) (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2)手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。 (3)証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。 (4)手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 (5)証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 3. (振込金の受入れ) ～ 7. (未利用口座管理手数料) (略)	1. (取扱店の範囲) (略) 2. (証券類の受入れ) (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。 (2)手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。 (3)証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。 (4)手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 (5)証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 3. (振込金の受入れ) ～ 7. (未利用口座管理手数料) (略)

貯蓄預金規定 新旧対照表

新	旧
1. (取扱店の範囲) (略) 2. (証券類の受入れ) (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2)手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。 (3)証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。 (4)手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 (5)証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 3. (振込金の受入れ) ～ 9. (未利用口座管理手数料) (略)	1. (取扱店の範囲) (略) 2. (証券類の受入れ) (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。 (2)手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。 (3)証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。 (4)手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 (5)証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 3. (振込金の受入れ) ～ 9. (未利用口座管理手数料) (略)

納税準備預金規定 新旧対照表

新	旧
1. (預金の目的、預入) (略) 2. (証券類の受入れ) (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2)手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。 (3)証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。 (4)手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 (5)証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 3. (振込金の受入れ)～7. (納税貯蓄組合法による特例) (略)	1. (預金の目的、預入) (略) 2. (証券類の受入れ) (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。 (2)手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。 (3)証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。 (4)手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 (5)証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 3. (振込金の受入れ)～7. (納税貯蓄組合法による特例) (略)

定期預金共通規定 新旧対照表

新	旧
1. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書(通帳)と引換えに取引店で返却します。 2. (反社会的勢力との取引拒絶) ～ 9. (規定の変更) (略)	1. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書(通帳)と引換えに取引店で返却します。 2. (反社会的勢力との取引拒絶) ～ 9. (規定の変更) (略)